

山梨県公報

第百四十四号

令和二年

十一月十二日

木曜日

目次

告示

- 広域連合の解散……………五六七
○肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項の廃止……………五六七
○道路の供用開始(二件)……………五六七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五六八

公告

- 肥料の登録の失効……………五六八
○肥料の登録……………五六九
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更(二件)……………五六九
○県営土地改良事業の工事の完了(五件)……………五六九
○公共測量の実施……………五七〇
○公聴会の実施(六件)……………五七〇
○山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………五七二
○その他……………五七二
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………五七八
○令和二年十月二十二日付第百三十八号中……………五七八

告示

山梨県告示第百九十七号

都留市長、大月市長、上野原市長、道志村長、小菅村長及び丹波山村長から申請のあった山梨県東部広域連合の解散については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の十第一項の規定により、令和二年十月二十九日付けで許可した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百九十八号

肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項(平成十四年一月十七日山梨県告示第十四号)は、令和三年十一月三十日限り、廃止する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町柚口字東上一六〇七番四地先から山梨市牧丘町柚口字東下一五四二番一地先まで	一五七・四	令和二年十一月十六日

山梨県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道	大月上野原線	上野原市上野原字新田倉三〇八九番一地从先から上野原市上野原字新田倉三〇八九番一地从先まで	四七・五	令和二年十一月十二日
----	--------	--	------	------------

山梨県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇九番一地从先から上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇八番地先まで	二四・三	令和二年十一月十二日

山梨県告示第三百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	令和二年山梨県告示第百七十六号中の標柱十五号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱十九号の標柱を結んだ線、標柱番号十九号と二十
------------	--

号を結んだ線及び標柱番号二十号と同告示中の標柱番号十五号を結んだ線に囲まれた区域並びに同告示中の標柱十七号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号から二十六号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号二十六号の標柱と同告示中の標柱十八号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号十七号を結んだ線に囲まれた区域

石倉	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
	十九	南巨摩郡	身延町	下八木沢	上の畑			四九八番一
	二十	同	同	同	同			四七二番
	二十一	同	同	同	同			四七一番
	二十二	同	同	同	同			四六九番
	二十三	同	同	同	同			同
	二十四	同	同	同	同			四七〇番
	二十五	同	同	同	同			同
	二十六	同	同	同	同			五〇八番一

公 告

● 肥料の登録の失効
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分 量(%)	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効年月日
山梨県第 十九号	家庭園 芸用複	バイタ ルグリ	窒素全量 〇・五%	公定 規格	関東食研株式会社 東京都墨田区緑四一	令和二年八月 三十日

合肥料	リン五	水溶性加	のり	二二三四
	〇〇	里〇・五%	おり	

● 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の登録をした。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第二〇号	家庭園芸用複合肥料	バイタルグリン五〇〇	窒素全量〇・五% 水溶性加里〇・五%	公定規格のり	株式会社KANSH OKU東京都江戸川区松江七一八一十	令和五年九月七日

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業 日之城地区）計画を変更したので、同項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月十一日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年十二月二十八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年五月十一日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業 穴山新田堰地区）計画を変更したので、同項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月十一日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年十二月二十八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年五月十一日まで

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（西地区ため池等整備事業）の工事は、平成八年三月二十日をもって完了した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（上市川地区ため池等整備事業）の工事は、平成九年三月二十日をもって完了した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（上栗原地区畑地帯総合整備事業）の工事は、令和元年五月二十三日をもって完了した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（東八中央東地区基幹農道整備事業）の工事は、令和二年二月六日をもって完了した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（万力地区畑地帯総合整備事業）の工事は、令和二年六月二十三日をもって完了した。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局河川部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 二 測量の地域 富士吉田市、山中湖村、忍野村、富士河口湖町、西桂町、都留市、南アルプス市、富士川町及び市川三郷町
- 三 測量の期間 令和二年十一月五日から令和三年二月二十六日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 聴こうとする案件 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（甲府盆地七都市計画区域マスタープラン）
- 二 開催日時及び場所

- 1 令和二年十二月十日（木）午後七時 笛吹市御坂町夏目原七百四十四番地 笛吹

市学びの杜みさか視聴覚室

- 2 令和二年十二月十一日（金）午後七時 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 東山梨合同庁舎一〇一会議室
- 3 令和二年十二月十四日（月）午後七時 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館オープンスクエア
- 4 令和二年十二月十五日（火）午後七時 市川三郷町市川大門千四百三十七番地一 市川三郷町生涯学習センター二階研修室一・二
- 5 令和二年十二月十八日（金）午後七時 富士川町鯉沢六百五十五番地五十七 富士川町民会館三階ホール
- 6 令和二年十二月十八日（金）午後七時 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所本庁三階大会議室
- 7 令和二年十二月二十一日（月）午後七時 韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎一〇一会議室
- 8 令和二年十二月十六日（水）午後七時 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館オープンスクエア（3の予備日）
- 三 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課、甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課及び西八代郡市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課
- 四 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 五 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 六 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所、峡東建設事務所及び峡南建設事務所並びに甲府市都市計画課、山梨市都市計画課、韮崎市建設課、南アルプス市都市計画課、甲斐市都市計画課、笛吹市まちづくり整備課、甲州市都市整備課、中央市都市計画課、市川三郷町まちづくり推進課、富士川町都市整備課及び昭和町都市整備課において縦覧に供する。
- 七 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十二月十七日（木）午後七時
- 二 開催場所 南巨摩郡身延町波木井四百七番地 身延町総合文化会館二階会議室

- 三 聴こうとする案件 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（身延都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 西八代郡市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡南建設事務所並びに身延町建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十二月二十一日（月）午後七時
- 二 開催場所 富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士吉田市合同庁舎二階大会議室
- 三 聴こうとする案件 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（富士北麓都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに富士吉田市都市政策課、西桂町企画財政課、忍野村企画課、山中湖村総合政策課及び富士河口湖町都市整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十二月十五日（火）午後七時

- 二 開催場所 都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所三階大会議室
- 三 聴こうとする案件 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都留都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに都留市建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十二月二十二日（火）午後七時
- 二 開催場所 大月市御太刀二丁目十一番二十二号 大月市民会館視聴覚室
- 三 聴こうとする案件 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大月都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに大月市地域整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年十一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和二年十二月十七日（木）午後七時

- 二 開催場所 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市文化ホール二・三・四会議室
- 三 聴こうとする案件 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上野原都市計画区域マスタープラン）
- 四 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和二年十一月二十六日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに上野原市建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員
令和三年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

令和二年十一月十二日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

令和3年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計	前期募集人員	計
北 杜	普通科	80	180	24	64
	うち理数コース	[25]		[7]	
	総合学科	100		40	
韮 崎	普通科	200	230	60	69
	文理科	30		9	
韮崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	160	160	56	56
甲府第一	普通科	180	240	18	33
	探究科	60		15	
甲府西	普通科	200	200	60	60
甲府南	普通科	200	240	20	32
	理数科	40		12	
甲府東	普通科	240	240	24	24
	うち理数コース	[40]		[4]	
甲府工業	機械科	80	280	40	140
	電気科	80		40	
	建築科	40		20	
	土木科	40		20	
	電子科	40		20	
甲府城西	総合学科	250	250	100	100
甲府昭和	普通科	240	240	48	48
農 林	システム園芸科	30	150	15	75
	森林科学科	30		15	
	環境土木科	30		15	
	造園緑地科	30		15	
	食品科学科	30		15	
巨 摩	普通科	200	200	80	80
	うち理数創造コース	[40]		[16]	
白 根	普通科	130	130	52	52
	うち文理コース	[30]			
青 洲	普通科	140	275	42	96
	※工業科(機械工学科、土木工学科)	60		24	
	※商業科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)	75		30	
身 延	総合学科	80	80	40	40
笛 吹	普通科	100	250	30	105
	食品化学科	30		15	
	果樹園芸科	30		15	
	総合学科	90		45	
日 川	普通科	200	200	70	70
山 梨	普通科	150	150	45	45
	うち英理総合コース	[30]			
塩 山	普通科	70	120	21	36
	うち英数コース	[25]		[7]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	50		15	

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計	前期募集人員	計
都 留	普通科	180	180	36	36
上 野 原	総合学科	100	100	20	20
都留興譲館	普通科	80	205	24	61
	英語理数科	25		7	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	100		30	
吉 田	普通科	200	240	40	46
	理数科	40		6	
富士北稜	総合学科	240	240	84	84
富士河口湖	普通科	160	160	48	48
甲府商業	商業科	165	260	82	129
	情報処理科	95		47	
甲 陵	普通科	80	80	※	※
合 計			5,280		1,649

(注)1 定員欄及び前期募集人員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 青洲高校は、工業科二学科、商業科二学科をそれぞれ一括して募集する。

4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

6 甲陵高校は、県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科 ・ コ ー ス	定員の上限
北 杜	長野県	普 通 科	7
		普通科理数コース	3
		総 合 学 科	20
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
北 杜	総 合 学 科	3	3
韮 崎 工 業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	一括募集 6	6
甲 府 工 業	機 械 科	2	7
	電 気 科	2	
	建 築 科	1	
	土 木 科	1	
	電 子 科	1	
農 林	システム園芸科	5	5
	森 林 科 学 科		
	環 境 土 木 科		
	造 園 緑 地 科		
	食 品 科 学 科		
甲 府 商 業	商 業 科	8	8
	情 報 処 理 科		
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)1「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 農林高校は、農業科五学科の合計に定員を定めて募集する。

4 甲府商業高校は、商業科二学科の合計に定員を定めて募集する。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韮 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
	情報経理科		40		
	夜	夜間部	普 通 科	20	
			情報経理科	20	
ひばりが丘	昼	普 通 科	30	90	
		情報経理科	30		
	夜	普 通 科	30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計	第1期募集人員	計
中 央	普 通 科	180	200	108	120
	衛生看護科	20		12	

令和3年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
盲	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
		保健理療科	8
		専攻科・保健理療科	8
専攻科・理療科	8		
ろう	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
甲府支援	高等部	普通科(重複障害)	若干名
		普通科	8
あけぼの支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
わかば支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
かえで支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	48

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マガイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

令和二年十一月十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳一

一 指示の内容

- 1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
 - (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
 - (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合
- 二 指示の区域 山梨県内の公用水面
- 三 指示の期間 令和二年十一月十七日から令和三年十一月十六日まで

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年十月二十二日（第百三十八号）山梨県選挙管理委員会告示第四十号（政治団体の名称等の届出）

五三九

五

第一総支部

第一総支部

五四〇

終わりから
十三
終わりから
十
終わりから
八

第一総支部
第一区総支部
第二区総支部

第一総支部
第一区総支部
第二区総支部